

屋外広告業の登録のてびき

も く じ

屋外広告業の登録について	屋外広告業の登録について	2
屋外広告業の登録申請について	登録の申請と手数料	3
	登録の実施とその有効期間	3
	登録の拒否	4
	登録事項の変更の届出	4
大阪府の登録業者にたいする特例について	特例の届出	5
	届出事項の変更の届出	5
登録（特例届出）後の注意	業務主任者の選任	6
	標識の掲示	6
	帳簿の備付け	7
	廃業等の届出	7
行政処分・罰則等	助言・指導・勧告	8
	報告と検査	8
	登録の取消し・営業の停止	8
	罰則等	9
その他	登録簿・監督処分簿の閲覧について	9
	経過措置について	9

令和2年4月

東大阪市土木部みどり景観課

屋外広告業の登録について

東大阪市では、平成 18 年 10 月に東大阪市屋外広告物条例を改正し、屋外広告業について、登録制度を導入しました。

これにより、平成 19 年 1 月 1 日以降、東大阪市の区域内で屋外広告業を営もうとする場合、市内に営業所があるか否かを問わず、屋外広告業の登録を受けることが必要になります（登録を受けないと屋外広告業を営むことはできません）。

●屋外広告業とは

広告物の表示や広告塔・広告板など掲出物件の設置をおこなう営業のことで、具体的には施工業者が該当します。この場合、元請け・下請けといった立場のちがいは問いません。また広告物の表示や掲出物件の設置に関する工事を直接請負わない広告代理業や、たんに広告物の印刷・製造等をおこなう看板製作業は該当しません。

東大阪市の区域内で屋外広告業を営むには、次の 2 つの方法があります。

【1】東大阪市の登録を受ける （→ p 3 「屋外広告業の登録申請について」）

- ▼登録の有効期間は 5 年です。引き続いて営業する場合は更新の登録を受けなければなりません。
- ▼登録の申請には、手数料 10,000 円が必要です。
- ▼東大阪市の登録は、東大阪市内で営業する場合についてのみ有効です。
（東大阪市外で屋外広告業を営もうとする場合、営業しようとしている都道府県・指定都市・中核市が登録制度を導入しているときは、それぞれの地方公共団体での登録または特例届出が必要になります。）

【2】大阪府の登録を受け、東大阪市内にその旨届け出る（特例届出といいます）

（→ p 5 「大阪府の登録業者にたいする特例について」）

- ▼大阪府の登録を受けている業者の方は、東大阪市内で登録を受けたものとみなされますので、あらたに東大阪市の登録を受ける必要はありません。
- ▼ただし、その場合、大阪府の登録を受けている旨、東大阪市内に届け出なければなりません。
- ▼届出には、手数料は不要です。

（大阪府、大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市及び八尾市でも同様の特例制度が設けられています。）

屋外広告業の登録申請について

1 登録の申請と手数料

登録を受けようとする業者の方は、「屋外広告業登録申請書」に必要な事項を記載し、誓約書その他必要な書類を添付して、正副各 1 部を提出してください。添付書類が不足しますと、受付ができませんのでご注意ください。

【屋外広告業登録申請書に添付する書類の一覧】

申請者の区分		備考
法人の場合	個人の場合	
誓約書 (法人の代表者が誓約)	誓約書 (申請者本人が誓約※)	※申請者が未成年者で法定代理人がある場合は、その法定代理人と連署してください。
略歴書 (役員全員)	略歴書 (申請者本人※)	※申請者が未成年者で法定代理人がある場合は、その法定代理人の略歴書も提出してください。
登記事項証明書	住民票抄本※	※外国籍の場合、登録原票記載事項証明書
業務主任者の資格を証する書類	業務主任者の資格を証する書類	屋外広告士登録証、屋外広告物講習会修了証書などの写し
委任状その他	委任状その他	委任状：申請者以外の方が申請を代行する場合 その他：別途書類の添付をお願いする場合があります

注意！ 登記事項証明書・住民票抄本（または登録原票記載事項証明書）は、申請日の前3ヶ月以内に発行されたもの（コピー可）を添付してください。

登録の申請には、**10,000 円**の手数料が必要になります。

手数料納入通知書を発行いたしますので、市の指定金融機関で入金してください。

2 登録の実施とその有効期間

登録申請書の提出があると、次項の登録を拒否する場合を除いて、「屋外広告業者登録簿」に登録されます。屋外広告業者登録簿は一般の閲覧に供されます。

登録が実施されると、登録番号・登録年月日・登録の有効期限を申請者に「屋外広告業登録通知書」で通知します。

登録の有効期間は**5年間**です。

有効期間の満了後も引き続いて営業しようとする場合は、有効期間が満了する3ヶ月前から30日前までの間に更新の登録を申請してください。もし更新の登録を受けないと、有効期間が満了した時点で登録は効力を失い、屋外広告業者登録簿からその登録が抹消されます。

3 登録の拒否

次の事項に該当するときは、登録を受けることができませんので、ご注意ください。

- (1) 登録申請書やその添付書類のうち、重要な事項について虚偽の記載がある
- (2) 登録申請書やその添付書類のうち、重要な事実の記載が欠けている
- (3) 申請者が次の事項に該当する
 - ① 登録の取消しの処分の日から2年を経過しない
 - ② 法人が登録を取消された場合において、その処分の日前30日以内にその法人の役員であった者で、その処分の日から2年を経過しない
 - ③ 営業の停止を命じられ、その期間が経過しない
 - ④ 屋外広告物法に基づく条例（他の自治体の条例を含む）又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない
 - ⑤ 未成年者の場合で、その法定代理人が上記①～④のいずれかに該当する
 - ⑥ 法人の場合で、その役員のうち上記①～④のいずれかに該当する者がある
 - ⑦ 営業所ごとに業務主任者を選任していない

また登録を拒否した場合は、その旨、申請者に「屋外広告業登録拒否通知書」で通知します。

4 登録事項の変更の届出

登録を受けたのち、登録事項に変更があった場合は、その変更のあった日から30日以内に、「屋外広告業登録事項届出書」に変更のあった事項を記載し、誓約書その他必要な書類を添付して、正副各1部を提出してください。

【変更のあった登録事項と必要な添付書類の一覧】

変更のあった登録事項	申請者の区分		備考
	法人の場合	個人の場合	
共通 (どの場合にも必要です)	誓約書 (代表者が誓約)	誓約書 (申請者本人が誓約※)	※未成年者で法定代理人のある場合は、その法定代理人と連署してください。
商号・名称・氏名、住所	登記事項証明書	住民票抄本※	※外国籍の場合は、登録原票記載事項証明書
営業所の名称・所在地の変更 営業所の追加・廃止	登記事項証明書※	—	※商業登記の変更をともなう場合のみ
業務主任者の変更 業務主任者の追加・削除	業務主任者の 資格を証する書面	業務主任者の 資格を証する書面	講習会修了証書等の写し 削除の場合は、誓約書のみ
法人の役員の氏名 法人の役員の追加・削除	略歴書※ 登記事項証明書		※略歴書は、役員の追加あった場合

注意！ 登記事項証明書・住民票抄本(または登録原票記載事項証明書)は、届出日の前3ヶ月以内に発行されたもの(コピー可)を添付してください。また、その他必要な書類の添付をお願いする場合があります。

大阪府の登録業者に対する特例について

1 特例の届出

大阪府の条例に基づき府知事の登録を受けて屋外広告業を営んでいる業者の方が、東大阪市内でも屋外広告業を営もうとする場合は、あらたに東大阪市の登録を受ける必要はありません。「特例屋外広告業届出書」に必要な事項を記載し、必要な書類を添付のうえ正副各1部を提出してください。

なお届出については、手数料は必要ありません。

【特例屋外広告業届出書の添付書類一覧】

添付する書類	備考
屋外広告業登録通知書の写し	大阪府が通知したもの（登録証明書も可）
府に提出した登録申請書の写し	上記の登録通知書に対応したもの
業務主任者の資格を証する書面	屋外広告士登録証、講習会修了証書などの写し
委任状その他	委任状：届出者以外の方が届出を代行する場合 その他：別途書類の添付をお願いする場合があります

2 届出事項の変更の届出

大阪府の登録の更新を受けた場合、または特例届出にかかる事項について変更があった場合は、変更のあった日から30日以内に、「特例屋外広告業届出事項変更届出書」に変更のあった事項を記載し、必要な書類を添付して正副各1部を提出してください。

【変更のあった届出事項と必要な添付書類一覧】

変更のあった届出事項	添付書類
大阪府の登録の有効期限 （大阪府の登録を更新したとき）	大阪府の登録通知書の写し その際の登録申請書の写し
大阪府の登録事項 （営業所・業務主任者の項目を除く）	大阪府に提出した登録事項変更届出書の写し
市内で営業する営業所の変更	登録事項変更届出書の写し（府の登録を変更した場合のみ）
市内で営業する営業所の追加・削除	登記事項証明書（商業登記を変更した場合のみ）
市内で営業する営業所の業務主任者の変更	登録事項変更届出書の写し（府の登録を変更した場合のみ）
市内で営業する営業所の業務主任者の追加・削除	業務主任者の資格を証する書面（講習会修了証書等）

注意！ 登記事項証明書は、届出日の前3ヶ月以内に発行されたもの（コピー可）を添付してください。また、その他必要な書類の添付をお願いすることがあります。

登録（特例届出）後の注意

1 業務主任者の選任

屋外広告業者は、営業所ごとに、業務主任者を選任しなければなりません。

業務主任者は、①広告物の掲出について法令の規定の遵守に関する事、②広告物の設置に関する工事の適正な施工や安全の確保に関する事、③営業に関する帳簿の記載・保存に関する事、等の業務に関する総括をおこないます。

なお、業務主任者は、次の資格をもった方のなかから選任してください。

- 屋外広告士（登録試験機関が実施する試験の合格者、経過措置により有資格者とみなされる者）
- 都道府県・指定都市・中核市がおこなう屋外広告物講習会の課程修了者
- 広告美術仕上げに関する、準則訓練修了者、職業訓練指導員免許保持者、技能検定合格者

注意！ 業務主任者については、必ずしもその営業所の専任の方である必要はありませんが、雇用契約等により通常勤務時間中はその事業所の業務に従事できる方でなければなりません。

2 標識の掲示

屋外広告業者は、営業を行う営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、次の様式による標識（「屋外広告業者登録票」）を掲示しなければなりません。

（登録業者用） 屋外広告業者登録票	
商号及び氏名又は名称	
法人である場合には、 代表者の氏名	
営業所の名称	
登録年月日及び 登録番号	この営業所に置かれて いる業務主任者の氏名
年 月 日 東大阪市登録第 号	

（特例届出業者用） 屋外広告業者登録票	
商号及び氏名又は名称	
法人である場合には、 代表者の氏名	
営業所の名称	
登録年月日及び 登録（届出）番号	この営業所に置かれて いる業務主任者の氏名
年 月 日 大阪府知事登録第 号	
東大阪市特例届出第 号	

※ いずれも、たて 35cm 以上、よこ 40cm 以上で作製してください。

3 帳簿の備付け

屋外広告業者は、広告物の表示または掲出物件の設置の契約ごとに帳簿を作成し、これを営業所に備え置かなければなりません。

なお、帳簿に記載すべき事項が、磁気ディスクやCD-ROM等により確実に記録しておくことができ、必要に応じて営業所において明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって帳簿への記載に代えることができます。

帳簿は、事業年度の末日で閉鎖し、その後5年間保存しなければなりません。

注文者の氏名又は名称				
注文者の住所	電話番号() -			
広告物の表示又は掲出物件の設置場所				
広告物又は掲出物件	名称 又は 種類		数 量	
表示又は設置の年月日	年 月 日			
請 負 金 額				

4 廃業等の届出

登録を受けた（特例届出をした）後に、市内での営業を廃止する等の場合は、屋外広告業者は廃業等の日（死亡したときは、その事実を知った日）から30日以内に届け出なければなりません。

届出は、「屋外広告業廃業等届出書」に必要事項を記載し、正副各1部を提出してください。

【廃業等の届出事由と届出をする人】

廃業等の届出事由	届出をする人
①死亡した場合	その相続人
②法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であった者
③法人が破産により解散した場合	その破産管財人
④法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合	その清算人
⑤本市の区域内において屋外広告業を廃止した場合	屋外広告業者であった個人、または屋外広告業者であった法人を代表する役員

なお、登録業者が上記の廃業等の届出事由に該当するにいたったときは、登録はその効力を失い、屋外広告業者登録簿からその登録が抹消されます。

行政処分・罰則等

1 指導・助言・勧告

良好な景観の形成、風致の維持、または公衆に対する危害の防止のために、屋外広告業を営む者（登録業者・特例届出業者に限りません）にたいし、必要な指導・助言・勧告をおこなうことがあります。

2 報告と検査

条例の施行に必要と認める場合、東大阪市の区域内で屋外広告業を営む者（登録業者・特例届出業者に限りません）から営業について報告を求めたり、営業所その他営業に関係のある場所へ立ち入り、帳簿・書類その他の物件の検査をおこなったり、その関係者に質問をおこなうことがあります。

3 登録の取消し・営業の停止

登録業者・特例届出業者が、次の事項に該当するときは、市はその登録を取り消したり、6ヶ月以内の期間でその営業の全部または一部の停止を命じたりすることがあります。

登録業者の場合

- 不正の手段により屋外広告業の登録を受けた
- 「登録の拒否(→p4)」(3)②④～⑦のいずれかに該当することとなった
- 登録事項の変更の届出をせず、または虚偽の届出をした
- 上記のほか、東大阪市屋外広告物条例もしくは屋外広告物法に基づく他の地方公共団体の条例またはこれらに基づく処分に違反した



登録の取消し、営業の停止

特例届出業者の場合

- 「登録の拒否(→p4)」(3)②④～⑦のいずれかに該当することとなった
- 特例届出の届出事項の変更をせず、または虚偽の届出をした
- 上記のほか、東大阪市屋外広告物条例もしくは屋外広告物法に基づく他の地方公共団体の条例またはこれらに基づく処分に違反した



営業の停止

上記の処分がなされたときは、「屋外広告業者監督処分簿」にその内容が記載され、一般の閲覧に供されます。

また、登録業者がその登録を取り消されたときは、屋外広告業者登録簿からその登録が抹消されます。

4 罰則等

屋外広告業を営む者（登録業者・特例届出業者に限りません）が市の条例又は条例に基づく処分に違反した場合、次のような刑罰等に処せられることがあります。また違反する行為をした場合、その行為者が罰せられるだけでなく、法人等にも罰金刑が科せられます。

罰則等	違反行為
1年以下の懲役 または	●登録(更新の登録)を受けないで屋外広告業を営んだ (→ p3) ●不正の手段により登録(更新の登録)を受けた (→ p3)
50万円以下の罰金	●営業停止の命令に違反した (→ p8)
30万円以下の罰金	●登録事項の変更の届出をしない、虚偽の届出をした (→ p4) ●業務主任者を選任しなかった (→ p6)
20万円以下の罰金	●報告をしない、虚偽の報告をした (→ p8) ●立入検査を拒み、妨げ、忌避した (→ p8) ●質問に対して答弁せず、虚偽の答弁をした (→ p8)
5万円以下の過料	●屋外広告業の廃業等の届出を怠った (→ p7) ●営業所に標識を掲げない (→ p6) ●営業所に営業に関する帳簿を備えない (→ p7) ●帳簿を記載しない、虚偽の記載をした (→ p7) ●帳簿を保存しなかった (→ p7) ●特例の届出を怠った、届出事項の変更の届出を怠った (→ p5)

そ の 他

1 登録簿・監督処分簿の閲覧

屋外広告業者登録簿と屋外広告業者監督処分簿は、東大阪市土木部みどり景観課（市役所本庁舎14階）において、一般の閲覧に供します。

○郵送による申請書・届出書の提出などについて

登録申請書や特例届出書などは郵送により提出することもできます。

ただし、その場合、登録申請書や特例届出書の記載事項が欠けていたり誤っている場合、また添付書類が欠けている場合など受理できませんので、記載内容や添付書類については、事前に FAX や Eメールなどで十分に確認されるようお願いいたします。

また、その際、副本の郵送による交付を希望される場合は、返信用封筒に所定の切手を貼付して提出してください。

○申請・届出書類の様式のダウンロードについて

申請書・届出書などの様式類は、東大阪市みどり景観課のホームページからダウンロードしていただけます。

(URL : <http://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000005092.html>)

お問合せ先

東大阪市土木部みどり景観課
(市役所本庁舎 14 階)

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目 1 番 1 号

TEL 06-4309-3227 FAX 06-4309-3836

E-mail: midorikeikan@city.higashiosaka.lg.jp